

○財務省告示第二百三十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年七月三十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年年度の初日から平成二十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	三トン
四	八、二一五トン

一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五
一八九トン	三、八八三トン	二九、二一〇トン	一、〇二〇トン	五八トン	一四三、八三五トン	三一二、一〇八トン	一、五九八、〇一一トン	二三、一四三トン	一、五八一トン	九一五トン	七、六八四トン	一トン	四トン	一トン	三八八トン

二九	一二四トシ
二八	〇トシ
二七	二、三一四トシ
二六	九六四トシ
二五	〇トシ
二四	一〇トシ
二三	一、五二五トシ
三三	一三一トシ
三一	九、〇五一トシ
二〇	八六トシ